

統計要覧

平成29年度

大井町

大井町民憲章

昭和61年9月24日制定

古くは「大井の庄」と呼ばれたわたくしたちのふるさと大井町を、わたくしたちは、こよなく愛します。

わたくしたちは、豊かな自然環境に恵まれ、文化の香りたかい町をめざす大井町民であることを誇りとし、より美しく、より住みよい町として、調和ある発展を願い、ここに町民憲章を定めます。

1 恵まれた自然を大切にし、やすらぎのあるまちにしましょう。

1 きまりや約束を守り、よい習慣を育てるまちにしましょう。

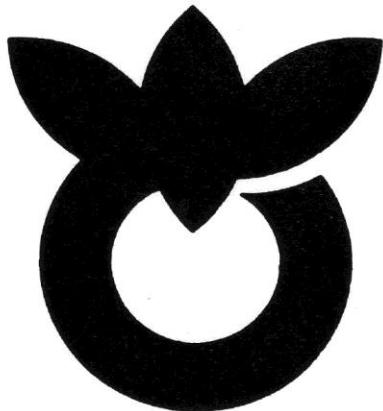
1 たがいに助け合い、心のふれあうまちにしましょう。

1 つねに学び合い、清新な文化のまちにしましょう。

1 “夢おおい未来”をめざし、活力に満ちたまちにしましょう。

大井町町章の制定

(昭和40年8月25日)
〔告示第35号〕



公募により制定

町名の頭文字「オ」と若葉をモチーフとして図案化したもので、田園都市として発展する大井町を特色づけるとともに町勢の躍進と町内の平和団結を象徴したものです。

発刊のことば

ここに、平成29年度版統計要覧を発刊いたします。

統計要覧は、大井町の人口、産業、教育、文化、福祉など各分野の基本的な資料を総合的に収録し、町勢の現況と推移を明らかにすることを目的とし編集したものです。

一般行政資料として各方面でご活用いただければ幸いです。さらに今後も、皆様のご意見を賜わり一層良いものにしていきたいと思いますので、ご指導ご協力をお願い申し上げます。

編集にあたり貴重な資料をご提供いただきました関係各位の皆様に、厚くお礼申し上げます。

平成30年3月

大井町長　間宮恒行

利 用 に あ た つ て

1. 本要覧は、大井町に関する町勢全般にわたる統計資料を収録したものです。
2. 資料は、官公庁・民間団体及び大井町役場各課などの報告によるものです。
3. 資料は、発行時の最新データーを収録しており、年度か年次か、又は、いつ現在かわかるように表示しました。
4. 数値の単位は、表中又は、表のはじめに表示しましたが、明らかに判断できるものは省略しました。
5. 数値は、単位未満四捨五入を原則としましたので、総数と内訳の合計が一致しない場合もあります。

6. 本表で用いた記号は、次のとおりです。

(一)	該当数値がないもの
(…)	数値が不明であるか又は未発表のもの
()	数値が皆無なもの
(0)	数値が単位に満たないもの
(△)	減少のあったもの

7. 固定資産概要調書については指示面積、都市計画面積については都市計画決定による面積により表示しました。
8. 内容についての照会は、企画財政課又は資料作成機関にお尋ねください。

大井町役場企画財政課

電話（代表） 0465-83-1311 （内線 223）
(直通) 0465-85-5003